

日高川町集落排水設備工事指定工事店 [平成29年4月1日現在]

氏名	☎	氏名	☎	氏名	☎	氏名	☎
日高川町	(0738-)	(株) 旭屋	56-0231	熊谷水道工事店	22-1195	和歌山市	(073-)
野中水道	52-0618	川口水環境	53-0505	浦野設備	22-6522	(有) プランワカノ	436-8844
タニモト設備	53-0638	洞設備	70-0251	小瀬工務店	22-1225	(株) セキド水道設備	479-1151
(株) 駒場工務店	54-0314	谷口設備工業	53-0822	藤並設備	23-4849	岩出市	(0736-)
(株) 大谷住宅設備	24-0710	御坊市	(0738-)	上久保設備	23-2726	オーヤシマ(株)	69-3102
山本設備	52-0807	(株) 一伸	23-3073	塩屋設備	29-2292	田辺市	(0739-)
岡崎設備	52-0826	紀南電設(株)	22-8211	美浜町	(0738-)	(株) 共栄建設工業	77-0333
森ポンプ店	53-0106	西崎住設	23-1233	若野管工	22-6767	(株) ナカシゲ	24-2212
(株) 柏木建設	53-0236	(株) ワカヤマ設備	22-2946	武内水道工業	20-5164	(有) ワケン住設	24-5927
(株) 古部組	23-1378	(株) 狩谷電気店	22-0835	印南町	(0738-)	太田水道	35-1301
花光建設	53-0611	木本設備	22-8792	和住設	46-0229		
(有) トミヤ	53-0729	楠見水道工事店	22-6575	くぼ設備	45-0136		
裕野電気サービス	54-0035	みのるポンプ店	22-2693				

■お問合せ 上下水道課 ☎22-4814 / 中津地域振興課 ☎54-0321 / 美山地域振興課 ☎56-0321

臨時福祉給付金(経済対策分)についてのお知らせ

消費税率の引上げに際し、所得の低い方への負担を軽減するため、暫定的・臨時的な措置として実施されます。

支給要件

支給対象者 平成28年度分の町民税(均等割)が課税されていない方。ただし、次の方は除きます。
・課税されている方に扶養されている場合 ・生活保護受給者 など

支給額 1人につき**15,000円** ※支給は1回です。

申請を
確認じゃ!

申請及び受取方法(詳しくは申請書送付時に同封する案内をご覧ください)

申請書の送付 各給付金の対象となると思われる方には、3月中旬に役場より申請書を郵送しています。

申請先 日高川町役場 保健福祉課「臨時福祉給付金」係
平成28年1月1日時点で日高川町に住民票がある方が対象です。

申請期間 平成29年3月16日(木)～平成29年6月16日(金) (土・日、祝日は除きます)

提出書類 申請書【原則郵送による受付】※「臨時福祉給付金」は次の書類の添付が必要な場合があります。
○本人確認書類：保険証、運転免許証などの写し
○口座確認書類：金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)の分かる通帳やキャッシュカードの写し
*(前年度と同じ口座の場合は不要です)

給付金の受取 申請書記載の口座に振り込まれます。

ご注意 ●申請期間を過ぎたり、平成28年1月1日時点で日高川町に住民票がない方の申請は受け付けできません。
●申請方法は各市町村で異なります。日高川町以外が申請先となる方は、その申請先にお問い合わせください。



「臨時福祉給付金」に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。
厚生労働省や町の職員をかたった不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたら、役場や警察署にご連絡ください。

■お問合せ ○申請方法に関するお問合せ 保健福祉課「臨時福祉給付金」係 ☎22-9041
○給付金制度に関するお問合せ 厚生労働省 給付金に関する専用ダイヤル ☎0570-037-192

浄化槽の申込案内及び補助金額のお知らせ

平成29年度浄化槽設置整備事業の申込期間については、4月1日から10月末日までです。(工事完了期日は翌年2月末日です。)事前に申請者からの申込書の提出が必要ですので、詳しくは下記までお問い合わせください。(同時に浄化槽維持管理に関する説明をします。)設置基数は全体で30基を予定しています。平成29年度補助金額は右記のとおりです。

また単独浄化槽から合併浄化槽に転換する場合、撤去費用の一部を補助する事業も本年度より始まりまし。

人槽	上限金額
5人槽	518,000円
7人槽	639,000円
10人槽	872,000円
11人槽以上	872,000円

※工事内容によって個人に支払われる補助金額は変わります。

合併浄化槽の清掃料金減額について

本年度も合併浄化槽の清掃料金減額措置を実施しますので、下記条件を満たしていると思われる浄化槽管理者は申請してください。

①対象人槽 8・10人槽

②適用条件

(1)維持管理において過去3年間、浄化槽法に準じて浄化槽法第10条の浄化槽清掃及び浄化槽保守点検、並びに同第11条の法定検査を実施していること。

(2)法定検査において、適正な放流値が確認されていること

(3)使用人員が2人以下であること 等々

これらの条件が満たされていれば、浄化槽7人槽の清掃料金が減額されます。

以上の件について詳しくは下記までお問い合わせください。

浄化槽の維持管理について

合併浄化槽及び単独浄化槽使用者に対して、浄化槽法によって下記の「浄化槽管理者の義務」があります。(合併浄化槽を例とします。)

○保守点検【浄化槽法第10条】

点検回数は4か月に1回以上(対象処理人員20人以下)

○法定検査【浄化槽法第11条】

毎年1回、定期的に受ける水質検査
検査手数料は5,300円です。
(奨励金制度利用の場合は500円減額となります。)

○清掃【浄化槽法第10条】

毎年1回以上、日高川町長の許可を受けた清掃業者で行う

法に基づいた適正な維持管理をお願いします。
なお、法定検査については下記の業者に
お問い合わせください。



公益社団法人 和歌山県水質保全センター ☎073-432-6433
水質保全センター 有田川事務所 ☎0737-63-6161

集落排水処理施設加入分担金及び使用料金のお知らせ

○新規加入分担金は、23万7千円となります。

○条例に基づき平成29年4月1日現在の日高川町住民基本台帳を基準として、使用人員の見直しを行いました。4月分からの使用料金に反映されています。なお、ご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。(家庭用の場合:基本料金2,570円、世帯員一人につき520円となります。)

また年度途中で使用人員等に変更が生じましたら、届け出が必要となりますので、「死亡」・「出生」・「転出」・「転入」等がありましたら届け出てください。

工事につきましては、日高川町集落排水設備工事指定業者をご指名ください。(次ページ)

接続工事がまだお済みでない加入者につきましては、すみやかな接続をお願いします。

町内加入率91%

【接続戸数/加入戸数:平成29年3月末現在】

- ・山野地区 98%
- ・和佐地区 95%
- ・土生矢田地区.... 87%
- ・市川地区 100%
- ・三津ノ川地区... 100%
- ・田尻地区 96%
- ・江川地区 91%
- ・鐘巻地区 84%
- ・三百瀬地区 80%

また既に接続されている皆様も、ご自宅の下水樹で定期的にゴミなどの取り除き、清掃をお願いします。

■お問合せ 上下水道課 ☎22-4814 / 中津地域振興課 ☎54-0321 / 美山地域振興課 ☎56-0321